



令和3年度青森県特定不妊治療費助成事業のお知らせ



青森県では、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微受精）の経済的負担を軽減するため、治療に要した費用の一部を助成する「青森県特定不妊治療費助成事業」を実施しています。

●助成対象となる治療

指定医療機関で受診した保険適用外の特定不妊治療（体外受精・顕微受精・凍結胚移植）とします。医師の判断に基づき、卵胞が発育しない等により卵子採取前に治療を中止した場合は、助成の対象となりません。

<対象外となる費用>入院室料、食事代、文書料等直接治療に関係ないもの。

●助成対象となる方

次の①～⑤全てに該当する方が対象となります。

- ① 法律上の婚姻関係にある夫婦で、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（事実婚の関係にある夫婦も対象）
- ② 夫婦ともに、または夫婦のいずれか一方が青森県内（青森市および八戸市を除く）に住所がある方。
- ③ 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに指定医療機関で治療を終了した方。
- ④ 治療期間の初日において妻の年齢が43歳未満（令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳で、新型コロナウイルスの影響で治療を延期した場合は、44歳未満）であること。

●県内の指定医療機関

医療機関名	所在地	対象となる治療内容		TEL
		体外受精	顕微受精	
エフ.クリニック	青森市	○	○	017-729-4103
レディスクリニック・セントセシリア	青森市	○	○	017-738-0321
弘前大学医学部附属病院	弘前市	○	○	0172-39-5283
婦人科さかもともみクリニック	弘前市	○	○	0172-29-5080
八戸クリニック	八戸市	○	○	0178-22-7725

※青森県外の医療機関については、所在する都道府県、政令指定都市及び中核市で指定されていれば、助成の対象となります。

●助成の額

特定不妊治療に要した費用と、治療内容に応じた助成上限額（下表）とを比較して少ない方の額。

精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合は300,000円まで助成します。

区分	治療内容等	治療1回あたりの助成上限額
A	新鮮胚移植を実施	300,000円
B	凍結胚移植を実施	300,000円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	100,000円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	300,000円
E	受精できず、または、異常受精等により中止	300,000円
F	採卵したが、卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	100,000円

●助成の回数及び期間

初めて助成を受ける際の治療開始時の年齢が…	40歳未満（※）	⇒	43歳になるまで通算6回
	40歳以上43歳未満	⇒	43歳になるまで通算3回

※令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳で、新型コロナウイルスの影響で治療を延期した場合は、41歳未満まで6回となります。

※助成を受けた後に出産（又は妊娠12週以降に死産）された場合は、助成回数がリセットされます。

●申請手続の流れ

- ① 指定医療機関での特定不妊治療終了後、医療費を払い、住所地を管轄する保健所に申請書類を提出。
- ② こどもみらい課において審査の上、助成の可否及び助成の額を決定し、申請者に通知。
- ③ 申請者がこどもみらい課に対し請求書を提出。 ④ 申請者の指定する個人口座に助成金を振入。

●申請の時期

申請期間：令和4年3月31日まで

※申請は、治療終了後速やかに行ってください。

●申請に必要な書類

- ① 青森県特定不妊治療費助成事業費補助金交付申請書（申請者が記入）
- ② 青森県特定不妊治療費助成事業の申請に係る照会等に関する同意書（申請者が記入）
- ③ 青森県特定不妊治療費助成事業受診等証明書（指定医療機関の医師が記入）
- ④ 指定医療機関が発行する領収書の原本
- ⑤ 夫及び妻の住所を確認できる書類……住民票謄本の原本（続柄及び筆頭者の記載があり、市区町村発行日から3か月以内のもの）
- ⑥ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを確認できる書類……戸籍謄本の原本（市区町村発行日から3か月以内のもの）

※事実婚の夫婦の場合は、両人の戸籍謄本の原本のほか、住民票の写し、事実婚関係に関する申立書

※青森県において2回目以降の申請で、住民票謄本記載の続柄及び筆頭者から婚姻関係が明らかな場合は省略可

※同一年度内で2回目以降の申請で、前回申請時から内容に変更がなく、かつ発行日から3か月を経過していない場合、⑤及び⑥は省略可。

- ⑦ 希望する振込先口座の通帳の写し（口座名義人カナ氏名・支店名・口座番号が確認できるもの）

※初めての申請または前回申請時と異なる口座を希望される場合に必要です。

●問い合わせ先

	電話番号	所管する市町村
東地方保健所	017-739-5421	平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
三戸地方保健所	0178-27-5111	おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
上十三保健所	0176-23-4261	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
むつ保健所	0175-31-1388	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
青森県こどもみらい課	017-734-9303	

※郵送による申請の場合、原本は写しをいただいた後返送するので、返信用封筒と切手を同封してください。

※青森市又は八戸市に住民票のある方は、それぞれ下記にお問い合わせください。

青森市保健所 017-718-2987、青森市浪岡事務所 0172-62-1114

八戸市保健所 0178-38-0710

●市町村単独助成制度

県内市町村において、県とは別に単独助成制度を行っているところがあります。詳しくは、お住いの市町村の市役所又は町村役場へお問い合わせください。（※単独助成を行っていない市町村もあります。）

●不妊専門相談センター

青森県では、弘前大学医学部附属病院に委託して、不妊及び不育症に関する専門的な相談（面談・メール）を無料で実施しています。面談はこどもみらい課へ電話での事前予約が必要です。メール相談はホームページ上の専用申込みページをご覧ください。（「青森県 不妊相談」で検索）

●その他

青森県のホームページ上には、上記の説明に加えて、申請書等の様式を掲載しています。

（「青森県 特定不妊治療」で検索）